

# 介護保険料の納入について

皆さんに納めていただく介護保険料は、市の介護保険を運営するための大切な財源になります。介護サービスが十分に整えられるように、そして介護が必要になったときは、誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

## 税制改正に伴う緩和措置

平成19年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、17年1月1日現在で65歳以上の方などについては、19年度に引き続き20年度の保険料も引き下げる緩和措置を行います。

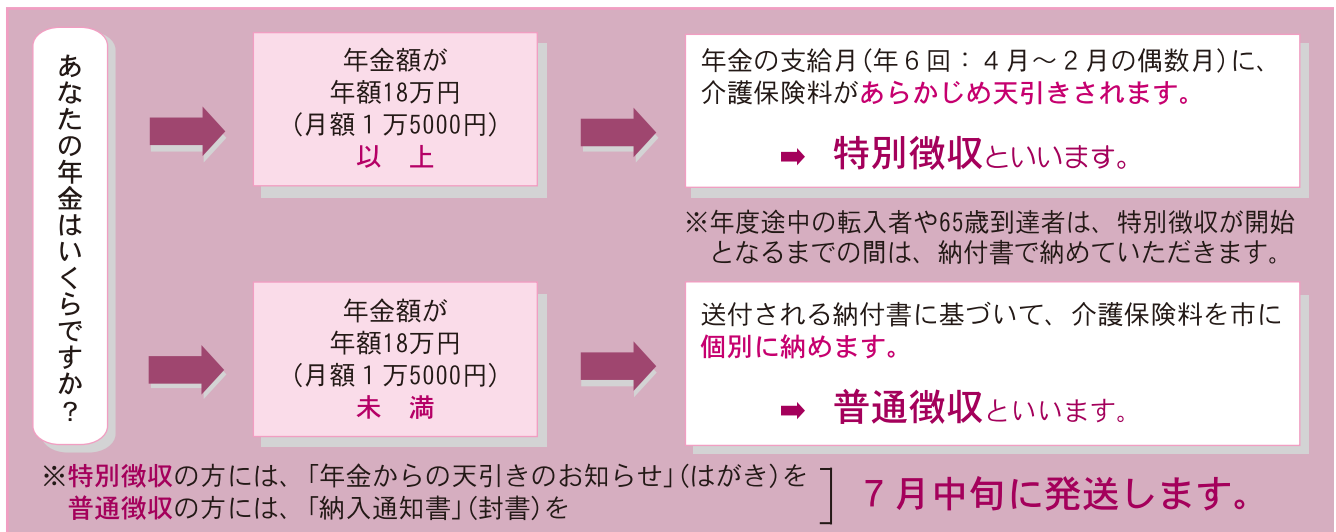
## 介護保険料

65歳以上の方の平成20年度介護保険料は次のとおりです。

所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、生活保護を受けている方	1万7100円
第2段階	市民税非課税(世帯全員)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	3万2100円
第3段階	市民税非課税(世帯全員)で、第1段階・第2段階以外の方	4万2900円
第4段階	市民税非課税(本人)の方	5万3600円
第5段階	市民税課税(合計所得200万円未満)の方	6万4300円
第6段階	市民税課税(合計所得200万円以上、500万円未満)の方	7万7200円
第7段階	市民税課税(合計所得500万円以上)の方	

## 保険料の納め方

65歳以上の方の介護保険料の納め方は2種類(特別徴収・普通徴収)あり、受給している年金の額によって納付の方法が異なります。(年金を受給されていない方は、すべて普通徴収になります)



**納期** ※納期・納期限は、介護保険料・国民健康保険税とも次のとおりです。

期別	納期限	期別	納期限
第1期	平成20年7月31日	第5期	平成20年12月1日
第2期	平成20年9月1日	第6期	平成20年12月25日
第3期	平成20年9月30日	第7期	平成21年2月2日
第4期	平成20年10月31日	第8期	平成21年3月2日

**納付方法** (普通徴収の方が対象です)

- 納期限内に指定金融機関、郵便局、市役所または最寄りの各支所・出張所で納付してください。
  - 便利な口座振替をおすすめします。希望される方は、次の場所で申し込んでください。
    - ・高齢福祉課、納税課、各支所・出張所
    - ・指定金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)
- ※納付についての相談は、随時受付けています。

## 保険料の納付が遅れると…

特別な事情がないのに介護保険料を一定の期間滞納した場合は、介護サービスを利用するときに保険給付の支払方法の変更、保険給付の全部または一部の支払いの一時差し止め、保険給付額の減額などの保険給付の制限を受けることがあります。

☎ 高齢福祉課高齢相談係(☎826-1111 内線2476~2478)、介護管理係(☎内線2462)